

新しい学習指導要領

**生きる力**  
学びの、その先へ



令和6年度 全国特別支援学校病弱教育校長会  
第2回研究協議会

**指導・助言及び情報提供**

 文部科学省

初等中等教育局特別支援教育課  
特別支援教育調査官 相原 千絵

## 内 容

### 各分科会に対する指導・助言及び情報提供

- 1 ICT活用
- 2 センター的機能
- 3 高校生支援
- 4 自立活動

## 1 ICT活用

### ICT活用について

- ICT活用 > 特に遠隔教育において活用が進んでいる
- > 各教科等だけでなく、復学支援においても活用されている
- > 入出力支援装置も有効に活用する

#### 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）

令和3年1月

#### 1. 特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方

（略）各教科等の指導においては、単にICTを使用することを目的とした授業づくりではなく各教科等の目標の達成を図るために必要な手段として、どのようにICTを関連付けて活用すればよいかを分析する力を培っていくことが重要である。

## ICT活用について

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第2章第1節第1款の4 特別支援学校（病弱）における配慮事項

- (1) 指導内容の精選等
- (2) 自立活動の時間における指導との関連
- (3) 体験的な活動における指導方法の工夫
- (4) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用
- (5) 負担過重とならない学習活動
- (6) 病状の変化に応じた指導上の配慮

季刊誌

# 特別支援教育

令和5年夏 第90号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月  
価格：900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



#### [特集]各教科等における資質・能力の育成のためのICT活用

- 視覚に障がいのある児童生徒の各教科等の資質・能力を伸ばす ICT 用
- 聴覚に障害のある児童の思考力を育むための学習支援アプリの活用
- ICTを活用した高等部美術科における授業実践
- 肢体不自由特別支援学校における ICT 機器を活用した数学科の指導
- 中学三年国語科の ICT を活用した取組
- 読み書きに難しさのある児童の ICT 活用
- 特別支援教育における ICT 機器の効果的な活用

#### [巻頭言] メタバースは教育をどう変えるか

Meta 日本法人 Facebook Japan 公共政策本部長 小俣栄一郎

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆ 全国の書店  
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆ 東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆ インターネットからも購入することができます。



ICT活用

中学3年国語科のICTを活用した取組@高知江の口特別支援学校

季刊 特別支援教育令和5年夏号 特集事例より

「自分の考えを発表したり文章にまとめたりする」活動において、スライド作成ソフトを用いてまとめた

↓  
俳句に出てくる土地の情報を調べ、自分の考えをまとめ、整理して書くことができた

訳文や脚注を参考に当時の旅や生活の様子をインターネットで調べる活動を取り入れた

↓  
歴史的背景の理解につながった

スライド作成やインターネットによる調べ学習を取り入れた

↓  
関心をもって取り組み、心に響く1句を選び、150字程度の「鑑賞文」を書くことができた

この単元で育成したい資質・能力を確実に身に付けられる手段としてのICT活用

表1 単元の目標と評価規準

単元の目標	評価規準
<b>【知識及び技能】</b> ・歴史的背景などに注意して古典を読むことを通して、その世界に親しむことができる。(3)言語文化ア (3)言語文化ア	<b>【知識・技能】</b> ・歴史的背景を理解し、作品と作者についての基礎知識をもつことができる。(3)言語文化ア ・表現のし方や文体の特徴を理解し、本文や俳句を朗読している。(3)言語文化ア
<b>【思考力、判断力、表現力等】</b> ・文章を読んで考えを広げたり深めたりして、人間、社会、自然などについて自分の意見をもつことができる。C読むこと(1)工情報を編集して文章にまとめるなど、伝えたいことを整理して書くことができる。 B書くこと(2)イ	<b>【思考・判断・表現】</b> ・「読むこと」において、文章に表れている作者のものの見方や感じ方について考えようとしている。C読むこと(1)工 ・「読むこと」において、俳句に込められた作者の思いを想像し、自分の考えを述べている。C読むこと(1)工 ・「書くこと」において、心に響く俳句について、自分の考えを鑑賞文に書いている。B書くこと(2)イ
<b>【学びに向かう力、人間性等】</b> ・言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を通して自己を向上させ、我が国の言語文化に関わり、思いや考えを伝え合おうとする。	<b>【主体的に学習に取り組む態度】</b> ・作者や作品について関心をもち、見通しをもって粘り強く課題に取り組もうとしている。 ・今までの学習を生かして、自分の考えを述べようとしている。 ・表現を工夫し、自分の考えを鑑賞文に書こうとしている。

ICT活用

中学3年国語科のICTを活用した取組@高知江の口特別支援学校

季刊 特別支援教育令和5年夏号 特集事例より



・立石寺は山奥にあり、人の声はせず蝉の声だけが聞こえてくるイメージがわいてくる。  
 ・この句にある「岩」というのは、普通の岩という意味もあると思うが、たくさんの階段を登って疲れ切った心に染みるという意味もあるように感じた。

スライド作成ソフトを用いた学習  
 ↓  
 ○生徒の主体性を引き出す手立てとして選択  
 =生徒の他教科等におけるこれまでのICTを活用した学習の履歴の実態把握の重要性  
 ○関心をもって取り組むことができ、自分の考えを広げ深めようとする学習につながる  
 =他教科(社会科)における学習との関連をもたせ作者のものの見方や感じ方を十分に読み取る

生徒の自己評価(本人記入の「評価シート」より)  
 \*スライドを作りながら俳句を覚えることができた  
 \*画像の景色を見て、俳句に書かれている言葉だけでなく、その俳句について深く考えることができた  
 \*この学習をして、俳句の情景などを考えることができるようになった

## 2 センターの機能

### 特別支援学校のセンター的機能（規定等）

#### 学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の**要請に応じて**、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し**必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。**

#### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第6節 学校運営上の留意事項

小学校又は中学校等の**要請により**、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、**各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。**その際、**学校として組織的に取り組む**ことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

#### 小学校学習指導要領 第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1)のア

障害のある児童などについては、**特別支援学校等の助言又は援助を活用**しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

平成17年12月 中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において示された、**特別支援学校のセンター的機能の6項目**

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）  
303ページ～

## 特別支援学校のセンター的機能の充実

### 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告

令和5年3月13日

○弱視、難聴、肢体不自由、**病弱・身体虚弱**については、通級による指導の対象である障害種となっているものの、その指導を受けている児童生徒数が少なく、これらを対象障害種とする通級による指導を実施していない自治体があることや、障害種について専門性のある指導主事や、**その障害の状態等に応じた自立活動の指導ができる教師が不足している**ことなど、**当該障害のある児童生徒が十分な支援を受けられずに取り残されてしまっている現状がある**。障害の種類によって対応に差異が生じることがないよう、**特別支援学校のセンター的機能の発揮により、小中学校の教師・保護者・児童生徒への支援等に係る機能の一層の充実を図る**ことが強く求められる。

#### <具体的な方向性>

- ・学校教育法施行令22条の3に規定する障害の程度に該当しつつ、通常の学級で学ぶ児童生徒が十分な指導を受けられるよう、**小中学校等への特別支援学校のセンター的機能の充実を検討する**必要がある。

### <参考> 特別支援学校におけるセンター的機能及び特別支援教育コーディネーターの充実

#### 特別支援教育を担う教師の養成の在り方に関する検討会議 報告

令和4年3月

- 特別支援学校は、学校教育法第74条に基づくセンター的機能を効果的に発揮するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが重要な役割を担っており、地域によっては、域内の教育資源の組み合わせの中でコーディネーター機能を発揮し、指導・支援機能を拡充するなどの取組も推進されるなど、その運用や役割等について 様々な特色が見られる。
- その本来の役割を果たすため、適任者を充てるとともに、研修等で支援することにより充実を図ることが求められる。

#### <具体的方向性>

- ・特別支援学校の校長及び特別支援教育コーディネーターは、地域の状況やニーズを踏まえ、積極的にセンター的機能を果たすことができるよう、日常的な状況把握や支援の充実を図ること。
- ・各設置者及び校長は、センター的機能を効果的に発揮することができるよう、小中学校等における状況を理解し、外部専門家や関係機関とも連携しつつ、効果的な支援ができる者を配置すること。
- ・各設置者及び学校は、特別支援教育コーディネーターに対する効果的な研修を実施すること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。
- ・国は、小学校等における特別支援教育コーディネーターの状況も踏まえ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

### 3 高校生支援

#### 高校生支援

#### 高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

令和6年2月13日発出

#### 学校教育法施行規則の改正（令和6年4月1日施行）

#### 学校教育法施行規則 第88条の4

高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒**その他特別の事情を有する生徒を対象として、**教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる**

#### 学校教育法施行規則第88条の4 関係

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（不登校生徒）、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（病気療養中等の生徒）**を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて**通信教育**を行うことができる



高等学校の通信制において提供される、**添削指導、面接指導及び試験の方法による指導**を指す（高等学校学習指導要領第1章第2款5も参照）



## 高校生支援

### 高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

#### 対面により行う授業の時間数

##### 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項

メディアを利用して行う授業の配信を受ける病気療養中等の生徒であって、**当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ**、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合には、**対面授業の時間数を年間1単位時間とすることも例外的に認められる**

#### 指導要録上の出欠や単位認定

##### 学校教育法施行規則第88条の3に基づきメディアを利用して行う授業を病室等で受けた場合

- ☞ 校長は、指導要録上**出席扱い**とし、かつ**その成果を評価に反映することが可能**
- ☞ 学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、**履修した単位の修得を認定**

## 「病気療養児に関する実態調査」の結果について（事務連絡）

令和5年10月27日発出

事務連絡はこちら 



### 転学について

- 病院内の学級に転学せずに療養している児童生徒の在籍校は、当該児童生徒の教育的ニーズの把握、医療関係者等と連携した**個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用**に努める
- ICTを活用した同時双方向型の授業配信、オンデマンド型の授業配信、教員の訪問による指導などの学習活動を通じて、**教育の機会が確保されるよう適切に対応**
- 病院内の学級に一時転学している児童生徒に対しては、前籍校が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、**前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるよう必要な配慮を実施**

### 進級等の状況について

- 高等学校における病気療養中等の生徒の進級等に関して、各学年の課程の修了の認定に当たっては次のような対応も視野に必要な配慮を実施（※高等学校学習指導要領解説総則編 第5章「単位の修得及び卒業の認定」参照）
  - ・特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で**学年の課程の修了の認定について弾力化を図る**
  - ・卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認める

### 同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面について

- 教育委員会や学校においては、**同時双方向型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等の整備について適切に対応**



## 高等学校における各学年の課程の修了の認定について

### 進級等の状況について

- 高等学校における病気療養中等の生徒の進級等に関して、各学年の課程の修了の認定に当たっては、次のような対応も視野に必要な配慮を実施（※**高等学校学習指導要領解説総則編 第5章「単位の修得及び卒業の認定」**参照）
  - ・特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日**指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図る**
  - ・卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認める

### 高等学校学習指導要領 第1章総則第4款

#### 3 各学年の課程の修了の認定

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

#### <解説より(抜粋)>

各学年における課程の修了の認定については、特定の学年において一部の単位の修得が不認定となった生徒について、**一律に原級留置とするのではなく、弾力的に運用することとし、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮することを求めたものである。**

例えば、**特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられる。**

また、未修得の各教科・科目が、学校が卒業までに修得すべき各教科・科目として定めたものである場合も考えられるので、**次の学年に進級した後前学年の未修得の各教科・科目を履修することも可能となるような教育課程を編成することなどの配慮も考えられる。**

## 高校生支援

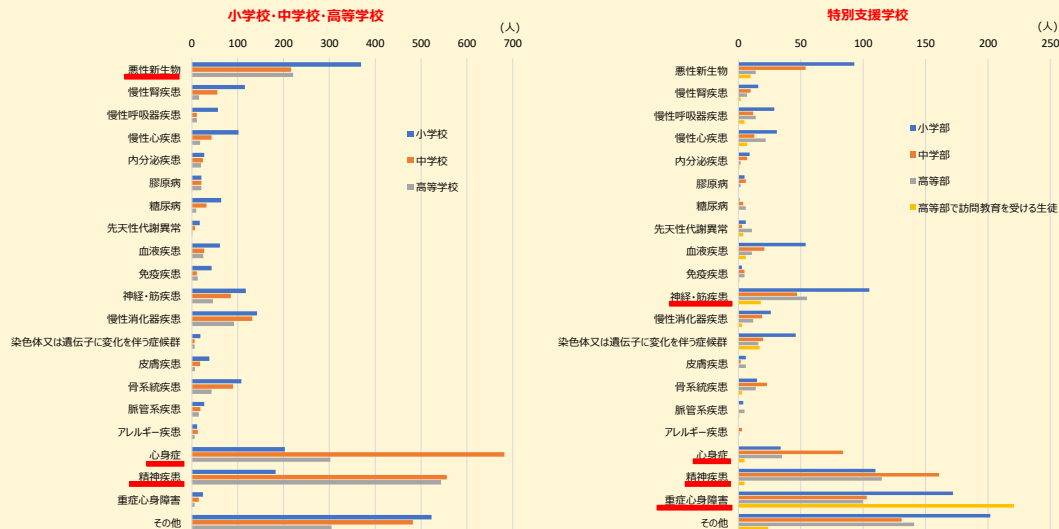
### <参考> 令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果 令和5年10月公表

○病気療養児の主傷病名で多いもの

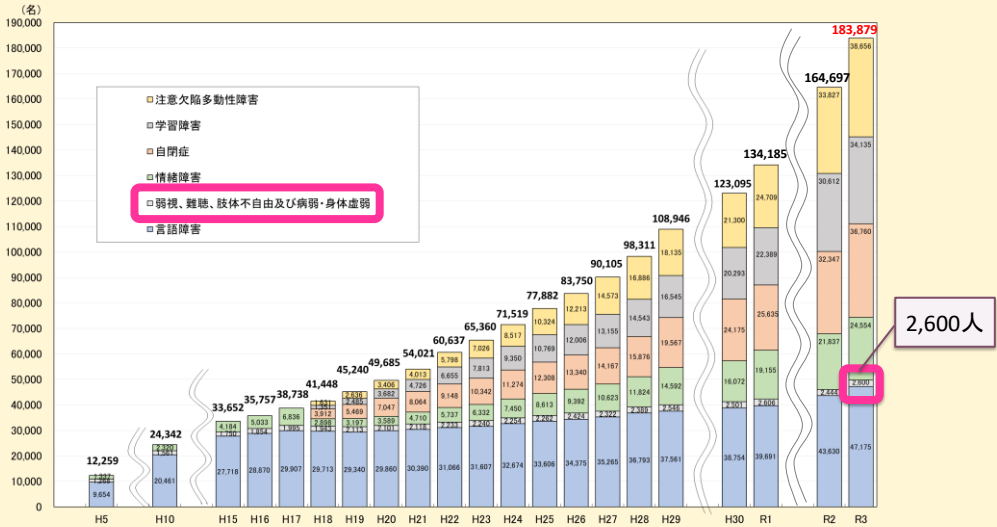
**小学校：悪性新生物（白血病、主要、小児がん等）／中学校・高等学校：心身症、精神疾患**

特別支援学校 小学部：重症心身障害、精神疾患、神経・筋疾患

中学部・高等部：重症心身障害、心身症、精神疾患



## <参考> 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)  
 ※令和2年度及び令和3年度の数値は、9月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。  
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。  
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。  
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

### 高校生支援

## <参考> 通級による指導を受けている児童生徒数の推移 (病弱・身体虚弱)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	13	20	24	24	36	45
中学校	14	9	4	15	33	38
高等学校	—	—	3	14	23	19
計	27 (0.03%)	29 (0.03%)	31 (0.03%)	53 (0.04%)	92 (0.06%)	102 (0.06%)

文部科学省「特別支援教育資料」より

○病弱・身体虚弱で通級による指導を受けている児童生徒は、年々増加している  
 ☞ 平成30年度と比べて、令和3年度は約3.3倍となっている

高校生支援

＜参考＞「高校生活とがん治療の両立のための教育サポートブック」



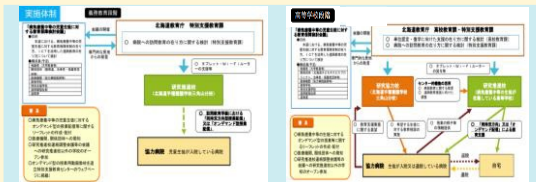
- \*がんの基礎知識
- \*学業継続のための準備
- \*診断時・入院時の支援
- \*復学の準備
- \*復学後の生活

等

令和5年度 ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業  
(病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業)



北海道教育委員会



【目的】

- 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業の効果についての研究及び私立や他の自治体が設置する学校も含めた周知の促進
- 病気療養中等の児童生徒に対する入院から自宅療養、復学までの切れ目のない教育保障体制の一層の充実
- 特別支援学校のセンター的機能の活用による、病弱教育の専門性を生かした高等学校への助言及び病気療養中等の生徒への教育相談体制の一層の充実

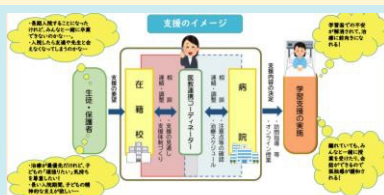
【取組内容】※（高）は高等学校段階、（小・中）は義務教育段階

- ①実施体制
  - ▶「病気療養中等の児童生徒に対する教育保障検討会議」を開催し、有識者や関係団体、医療機関、関係課等より専門的な見地からの助言を受ける。（高）（小・中）
  - ▶病気療養中等の生徒が在籍している高等学校を研究推進校に指定し、タブレットやWi-Fiルーターの貸与等を行う。（高）
  - ▶研究推進校は北海道手稲養護学校三角山分校（研究協力校）のセンター的機能を活用し病弱教育に関する助言や遠隔教育実施に向けた調整などの協力を得る。（高）
  - ▶北海道手稲養護学校三角山分校を研究推進校に指定し、児童生徒が入院している病院（協力病院）へ訪問教育学級における同時双方向型・オンデマンド型の授業配信を実施する。（小・中）
- ②取組の成果
  - ▶ICT機器（モバイルWi-Fiルーター、タブレット端末）の貸出、PC及び周辺機器等の整備
  - ▶研究推進校訪問や他県への実地研修の実施
  - ▶リーフレットを作成し道教委webページに掲載、特別支援教育センターwebページにおける教材等の掲載及び周知

【R6に向けた課題】

- 高等学校だけでなく保護者や医療機関等向けリーフレットの作成・配付による周知
- 高等学校に対する遠隔教育の必要性についての理解促進のための研修等の実施
- オンデマンド型の授業教材の充実（個別の配慮へ広く共有できるコンテンツの整備）

宮城県教育委員会



【目的】

- 入院や自宅療養のために学校で授業を受けることができない高校生に対する学習支援
- ▶病気療養中等の生徒に対する学習支援の速やかな開始
- ▶生徒の状況に合わせたICT活用
- ▶同時双方向型及びオンデマンド型授業による学習支援の事例収集、理解啓発

【取組内容】

- ①実施体制
  - ▶医療連携コーディネーターを中心に、在籍校や病院、教育委員会と連携し、学習支援に関する相談、連絡・調整を行う。
- ②取組の成果
  - ▶県立高等学校に在籍する生徒11事例に対し同時双方向型の授業（病室、自宅等）、オンデマンド型の授業（病室、自宅）を実施し、いずれの生徒も在籍校から出席認定を受けることができた。
  - ▶学習支援を受けた生徒からは、「学校の授業に参加し続けられることは心の支えになった。いつでも先生に相談できる環境が整備されていたため、気持ちを安定させて治療に集中することができた」などの声聞かれた。（アンケートより）

【R6に向けた課題】

- 学校現場、医療機関による事業の認知度の差から、十分な支援がなされていないケースがある。
  - ⇒（課題解決策）・周知用リーフレットによる広報活動
  - ・制度説明や事例などのスライド資料を作成
- 専門学級の演技・実習を伴う授業については、遠隔教育による支援に課題がある。
  - ⇒（課題解決策）・専門学級での支援事例の収集、可能な支援の方向性の検討
  - ・いわゆる産学の部分は遠隔授業で実施し、演技・実習等は登校が可能となるときに実施するなど学習の進め方の検討

## 令和5年度 ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実事業 (病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業)

### 岐阜県教育委員会



#### 【目的】

- 治療等で出席できなかった授業がオンデマンド型の授業で学べることにより、生徒の学習への満足度を高める。
- 医療機関や地域、学校（高等学校、中学校）への効果的な広報活動を通して、一人でも多くの生徒が高校進学や将来の希望をあきらめることがないようにするとともに、治療に向き合う意欲を高める。

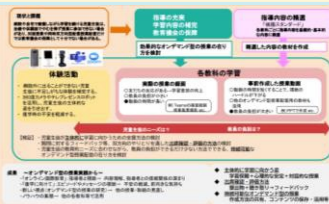
#### 【取組内容】

- ①実施体制
  - 運営協議会を年2回開催し、支援の内容や方針について検討するとともに、研究委員（医療機関、中学校、高等学校及び特別支援学校教員）からの報告に対し、運営協議委員（医師、大学教員、高等学校、高等専門学校）より指導助言を行う。
- ②取組の成果
  - 県立の工業高等学校（全日制）2学年生徒1名に対し、令和4年10月から令和5年12月までの間、在籍校から同時双方向型及びオンデマンド型の授業を実施。
  - 県内の高等学校の特別支援教育コーディネーターや養護教諭等を中心に病気療養中等の生徒の学習に関する実態についての研究会を実施。
  - 岐阜県における入院高校生学習保障に関するリーフレットを作成。県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校や医療関係者等に幅広く配布。

#### 【R6に向けた課題】

- オンデマンド型の授業の対象校が1校のみであったため、今後、更なるデータ収集が必要である。
- オンデマンド型の授業の学習評価については、テストの実施方法や各教科・科目等の課題提出の時期が重複することによる生徒への負担に対する配慮等について検討が必要である。

### 京都市教育委員会



#### 【目的】

- 児童生徒が主体的に学習に向かうための支援方法の検討
- 児童生徒からの質問に対するフィードバックを含む、双方向のやり取りを通じた出席確認や学習の評価方法の検討
- 児童生徒の教育的ニーズに合わせながら、できるだけ教員に負担がかからない方法で実施できる、持続可能なオンデマンド型の授業配信の在り方の検討

#### 【取組内容】

- ①実施体制
  - ICTを活用した体験活動の補完や復学支援
  - 一斉授業の録画や事前作成した授業動画を活用した各教科の指導
- ②取組の成果
  - 事前に360°カメラで撮影した前籍校の様子（校舎が改修された）をオンデマンド型の授業（自立活動）で視聴したことにより、復学に対する不安軽減につながった。
  - 数学、保健体育（保健分野）、道徳、美術の授業を同時双方向型の授業で実施した。同時双方向型の授業の中で、オンデマンド型の授業用に作成した動画（10分程度）を視聴する時間を設けた。生徒からは「疲労感が少なく、安心感があり授業が受けやすい」などの感想が聞かれた。他の授業等も見直しにもつながった。

#### 【R6に向けた課題】

- 病気療養中の児童生徒の実態や多様な教育的ニーズに対応するため、事例を教員全体で共有する。
- 自ら学びに向かう姿を引き出す支援方法を検討する。
  - ⇒（課題解決策）：突然の入院で不安を感じている児童生徒のために、学校や教員の紹介動画を作成
- 持続可能なオンデマンド型の授業配信の実施の検討

## <参考> 大学入学共通テストにおける受験上の配慮

### ●リーフレット（大学入試センターホームページに掲載）

令和7年度大学入学共通テスト  
障害等のある方への  
受験上の配慮について

QRコード

大学入学共通テストでは、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた受験上の配慮を行っています。

「解答方法」や「試験時間」に関する配慮	「試験室や座席」に関する配慮	「持参使用するもの」に関する配慮
点字解答 文字解答・チェック解答 代筆解答 試験時間延長（1.3倍）	トイレに近い試験室 出入口近くの座席 前列の座席	補聴器 杖 車椅子 読書補助具

受験上の配慮を希望する場合は、「**受験上の配慮**」の申請が必要です。志願者からの申請に基づき、大学入試センターで審査の上、配慮事項を決定します。

詳細は、大学入試センターホームページの「**受験上の配慮案内**」【障害等のある方への配慮案内】（7月中旬公開予定）をご確認ください。

受験上の配慮は8月1日（木）（夜更）から申請することができます。希望する配慮事項によっては審査に時間がかかるため、できるだけ大学入学共通テストの出願前に申請してください。

大学入試センターでは事前相談を随時受け付けています。疑問や質問等ございましたら、できるだけ早めにお電話でお問い合わせください。

**【問合せ先】**  
独立行政法人大学入試センター 事業第1課  
TEL 03-3465-8600（9:30-17:00 土・日・曜、祝日、12月29日-1月3日を除く）  
FAX 03-3485-1771（電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX）  
<https://www.dnc.ac.jp/>

### ●主な配慮事項

（令和6年度大学入学共通テスト 受験上の配慮案内から抜粋）

配慮の種別	主な配慮事項
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答（試験時間を1.5倍に延長）
	文字解答（試験時間を1.3倍に延長又は延長なし）
	チェック解答（試験時間を1.3倍に延長又は延長なし）
	代筆解答（試験時間を1.3倍（科目によっては1.5倍）に延長又は延長なし）
試験室や座席に関する配慮	上記のほか、マークシート解答においても試験時間を1.3倍に延長する場合があります。1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験
	洋式トイレ又は障害者用トイレ（バリアフリートイレ）に近い試験室で受験 窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定 別室の設定
持参して使用するものに関する配慮	拡大鏡等の持参使用（拡大読書器を含む。）
	照明器具の持参使用
	補聴器又は人工内耳の装着（コードを含む。）
	特製机・椅子の持参使用 車椅子の持参使用 杖の持参使用
その他の配慮	拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付
	照明器具の試験場側での準備
	手話通訳士等の配置
	注意事項等の文書による伝達
	リスニングの免除
	リスニングにおける音声聴取の方法の変更
	試験場への乗用車での入構 試験室入口までの付添者の同伴 介助者の配置 特製机・椅子の試験場側での準備

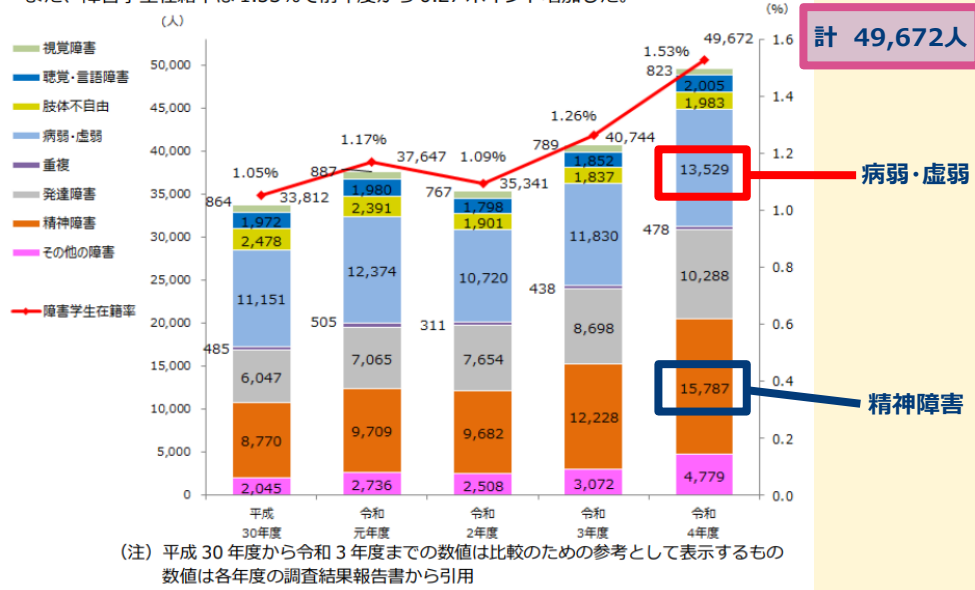
- 障害等の種類や程度にかかわらず、必要な配慮事項を申請することができます。
- 上表に記載のない配慮事項についても申請することができます。

### <参考> 障害のある学生数の推移

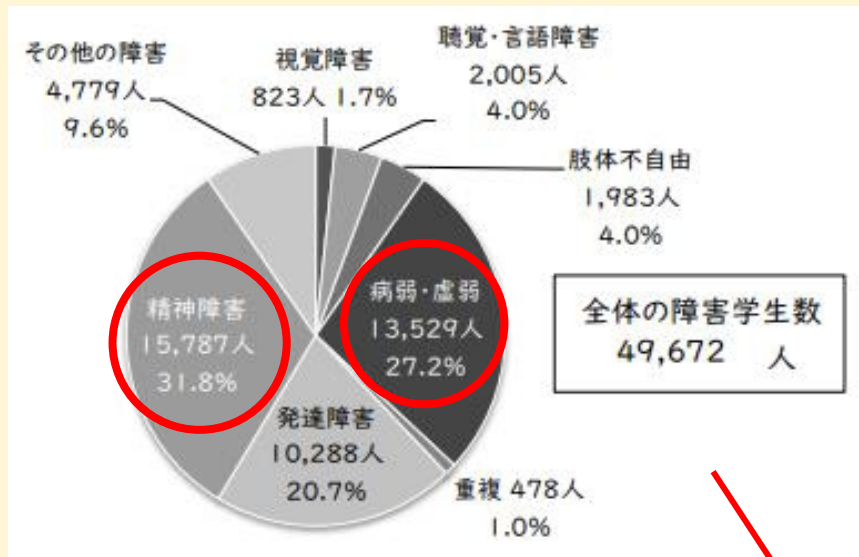


○障害学生数と障害学生在籍率

令和4年5月1日現在の障害学生数は49,672人で前年度から8,928人の増となった。  
また、障害学生在籍率は1.53%で前年度から0.27ポイント増加した。



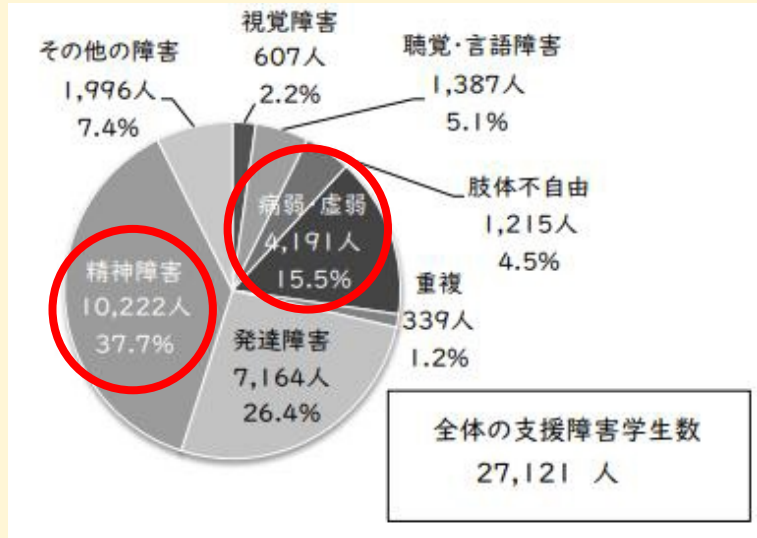
### <参考> 障害のある学生の数（障害種別）



○精神障害は、障害種別の学生の中で最も多く、前年より3,559人増加。  
○次いで病弱・虚弱が多く、前年より1,699人増加。



＜参考＞ 支援障害学生の数（障害種別）



支援障害学生とは

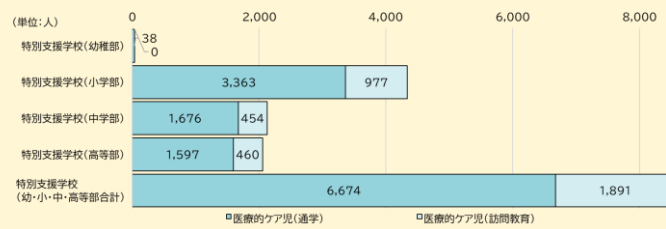
学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行っている障害のある学生

高校生支援

学校に在籍する医療的ケア児について

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

8,565人 (R4 8,361人)

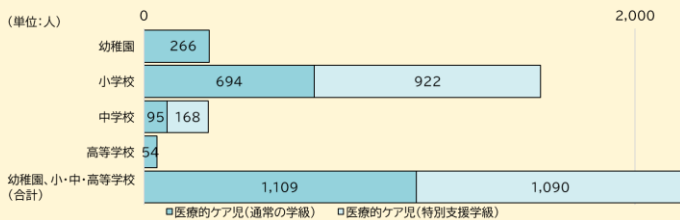


学部	通学・訪問教育の別				計
	通学	国立	公立	私立	
幼稚園	通学	0	38	0	38
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	9	3,354	0	3,363
	訪問教育	0	977	0	977
中学部	通学	0	1,676	0	1,676
	訪問教育	0	454	0	454
高等部	通学	2	1,595	0	1,597
	訪問教育	0	460	0	460
計	通学	11	6,663	0	6,674
	訪問教育	0	1,891	0	1,891
	計	11	8,554	0	8,565

(参考) 医療的ケア児が在籍する特別支援学校 702校

幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数

2,199人 (R4 2,130人)



学校種	通常の学級・特別支援学級の別				計
	国立	公立	私立		
幼稚園	通常の学級	1	91	174	266
	特別支援学級	0	0	0	0
小学校	通常の学級	9	676	9	694
	特別支援学級	0	922	0	922
中学校	通常の学級	0	79	16	95
	特別支援学級	0	168	0	168
高等学校	通常の学級	0	26	28	54
	特別支援学級	10	872	227	1,109
計	通常の学級	0	1,090	0	1,090
	特別支援学級	10	1,962	227	2,199
	計	10	1,962	227	2,199

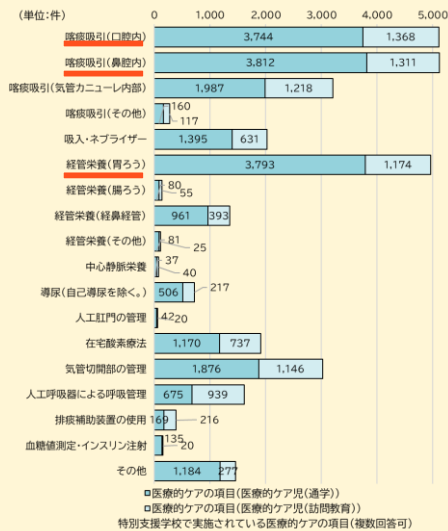
(参考) 医療的ケア児が在籍する幼稚園 233校  
小学校 1416校  
中学校 240校  
高等学校 46校

医療的ケアについて

学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,640件であり、行為別にみると、喀痰吸引(鼻腔内)5,123件、喀痰吸引(口腔内)5,112件、経管栄養(胃ろう)4,967件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,205件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,377件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射631件、導尿571件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)405件、経管栄養(胃ろう)320件の順に多い。

特別支援学校



幼稚園・小・中・高等学校



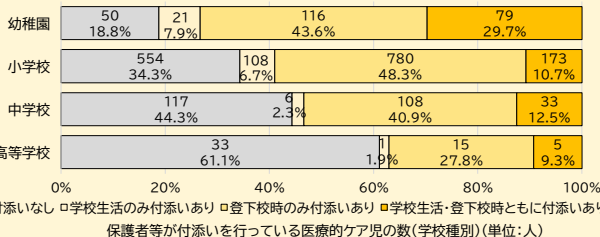
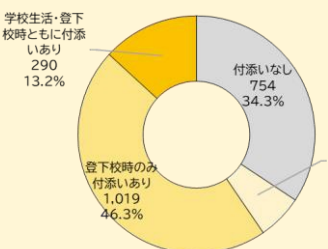
医療的ケアについて

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

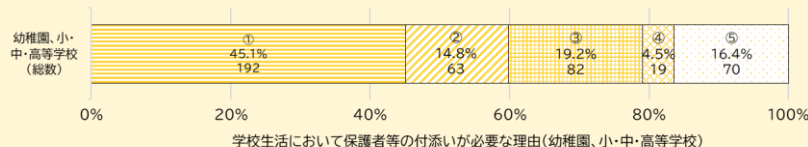
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況に回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の回数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。



## 4 自立活動

### 自立活動の指導の充実

#### 学校教育法第72条（特別支援学校の目的）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

#### 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度を及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

#### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第2節2の(4)

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、学国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

## 自立活動の指導の充実

### 学校教育法第72条（特別支援学校の目的）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立し社会参加する資質を養うこととする。**

## 自立活動は 特別支援学校の専門性の中核

### 特別支援学校の教育活動の(4)

学校における**自立活動の指導**は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、**自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。**特に、自立活動の時間における指導は、**各教科、道徳科、学国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、**個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

## 自立活動の指導の充実～個別の指導計画の作成

- 個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握する**
- ・自立活動の指導は個々の児童生徒の障害の状態等に即して行われることが基本であるため、個々の児童生徒についての実態把握が特に重要
  - ・収集した情報を自立活動の区分に即して整理

### 指導すべき課題を明確にする

- ・実態把握に基づいて得られた**指導すべき課題相互の関連**の検討
- ・中心的な課題を導き出す

### 指導目標及び指導内容を設定する

- ・長期的、短期的な観点から指導目標を設定
- ・指導目標を達成するために必要な項目を選定、**項目間の関連付け**
- ・指導目標を達成するため、**個々の児童生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げる**

### 個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫する

- ・個々の児童生徒の実態に適合する方法、指導内容にふさわしい指導方法を創意工夫
- ・意欲的な活動を促す指導方法を工夫

## 自立活動の指導の充実

### 流れ図

個々の児童生徒の実態把握から  
具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

個別の指導計画を作成する上で最も重要な点

### 実態把握から指導内容を設定するまでのプロセス

- 個別の指導計画を作成する際、**実態把握に基づき指導すべき課題を整理**することで、指導目標を設定するに至る判断の根拠となる
- 個別の指導計画を通して、なぜその指導目標を設定したかという考え方や根拠を担当者間で共有し、引き継いでいくことで、**指導の根拠を明らかにし、児童生徒一人一人の自立活動における指導の継続性を確保**する
- 個々の児童生徒の実態に応じて**指導目標を明確にし、指導内容を設定**し、それらを組織して**個別の指導計画を作成**する。それに基づいた指導に当たっては、指導内容にふさわしい**指導方法を工夫**する

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

⑤ ④に基づき決定した指導目標(ねらい)を記す段階

課題同士の関連を整理する中で守るべき指導目標として

指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

⑥ 項目間の関連付け

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...

資料

# 特別支援教育


季刊誌

**令和6年春 第93号**

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月  
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携




【特集】  
**自己の在り方生き方を考える高等部での教育**  
—キャリア教育を通して—

【巻頭言】  
**特別支援教育の一層の充実に向けて**  
文部科学省初等中等教育局長 矢野和彦

◆連載「実践！ICT活用」  
◆子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店  
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



# 特別支援教育

季刊誌

**令和6年夏 第94号**

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月  
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



【特集】  
**生涯にわたって学び続ける意欲を高める取組**

【巻頭言】  
**スポーツがつなぐ“チカラ”**  
元競泳日本代表、日本水泳連盟アスリート委員 星 奈津美

◆連載「実践！ICT活用」  
◆子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店  
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。

